

広島県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次大和線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三原市大和町萩原字古市六九四番七地先から 三原市大和町萩原字古市六三七番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
	一五・二〇 四〇・五〇	八一・四〇	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
	九・六〇 二九・五〇	八一・四〇	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
	八一・四〇		
	拡幅		